

有限会社設立4月に急増

五月一日の会社法施行で有限会社が新設できなくなったが、これに伴い四月に有限会社の設立が急増したことが東京商工リサーチのまとめで分かった。札幌市内の設立は二百六十一件と前年同月比三割増。創業費用が少なくてすむ利点などが着目され、駆け込み需要が発生した格好だ。

東京商工リサーチによ

会社法前に駆け込み

ると、札幌市内の有限会社の設立件数は毎月二百件前後で推移していた。会社法施行を控えた四月は「道内全体でも三割ほど増えたのではないかとみている。

有限会社は起業時に必要な登録免許税が六万円からだったのに対し、株式会社は十五万円以上かかる。監査役を置かなくてすむほか、決算公告の

札幌市内3割増

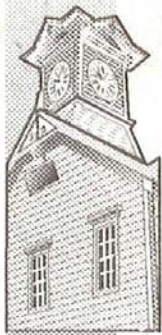
「少額で創業」に着目

《特例有限会社の特徴》

- 株主数に制限がない
- 社債が発行できる
- 取締役の任期に制限がない
- 監査役を置くか否かは自由
- 決算公告の義務がない
- 法律上は「株式会社」

義務もなく「設立資金が少ない会社にとって、事務経費の圧縮に有効な形態だった」（北海道行政書士会札幌支部理事の森越博嗣氏）という。

会社法の施行で有限会社は株式会社と一本化されたが、施行前からある有限会社は「特例有限会社」としてその資格を持ち続けることができる。こうした点に着目し、北海道大学の浅野行蔵教授は学内での研究成果を事業化しようと、四月下旬に有限会社マイクロバイオテックを立ち上げた。「事業が軌道に乗れば株式会社に變更し、信用力を高めていきたい」としている。



北海道